



第1回

沖縄21世紀ビジョンとは?

沖縄21世紀ビジョンは、県民が望む2030年の沖縄の将来像を描いたものです。およそ2,700にのぼる県民の皆さんの様々な意見を集約し、平成22年に策定しました。

沖縄21世紀ビジョンでは、沖縄のあるべき姿、ありたい姿として「5つの将来像」を示しています。

- ① 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島
- ② 心豊かで、安全・安心に暮らせる島
- ③ 希望と活力にあふれる豊かな島
- ④ 世界に開かれた交流と共生の島
- ⑤ 多様な能力を発揮し、未来を拓く島

沖縄21世紀ビジョン基本計画とは?

沖縄21世紀ビジョンの実現に向けた「基本方向」や「基本施策」などを示したもので、平成24年度からの10年計画です。

基本計画は、沖縄県が主体的に策定した初めての総合計画で、沖縄の施策の基本となるものであり、優しい社会と強い経済の好循環関係を構築します。

沖縄21世紀ビジョン実施計画とは?

沖縄21世紀ビジョンの実現に向けた具体的な取組を示したもので、平成24年度からの5年計画です。

沖縄県では、その取組をより効果的に推進するため、企画(Plan)・実施(Do)・評価(Check)・改善(Action)のPDCAサイクルを確立し、実施計画に示された約1,700の取組の検証・改善を毎年度行っています。

沖縄21世紀ビジョン及び基本計画と実施計画の関係

「ビジョン」は目指すべき沖縄の20年後の姿
「基本計画」と「実施計画」はビジョンを実現するための設計図



みんなで進めよう! 沖縄21世紀ビジョン

沖縄21世紀ビジョンを実現するには、行政、企業、各団体等、全ての県民の皆様が目標と課題を共有しながら取組を進めていくことが重要です。皆様のご協力をよろしくお願いします。



KOBUNDO Communications

光文堂コミュニケーションズ(株)

http://www.kobundo.net

本社 〒901-1111 沖縄県島尻郡南風原町字兼城577番地 TEL:098-889-1131

東京支店 〒102-0074 東京都千代田区九段南4丁目5番12号 ABEビル6階 TEL:03-3239-8900

沖縄県内の
広報誌集めました!!
http://okinawa-koho.com/
おきなわ広報ナビ 検索

5月は自動車税の納付月です。

平成27年度自動車税の納付期限は6月1日(月)です!

納期内納付のお願い

自動車税は、県の重要な自主財源で、道路や病院、県立学校の建設など、日常生活に欠かすことのできないさまざまな公共サービスを支えています。

本県の自動車税収入率は、年々上昇しているものの依然として全国平均を下回る状況です。また、納期内に納付しない納税者に対して発送する督促状や催告書に多額の費用を要しています。

大切な税金を有効に使うためにも、自動車税は、納期限の6月1日までに納めましょう。

納付方法について

自動車税は、金融機関窓口、県内の郵便局、ゆうちょ銀行、ファミリーマート、ローソン、ココストアなどのコンビニエンスストアやケータイ・スマホ・パソコンから「Yahoo! 公金支払い」でも24時間納付ができます。

また、各県税事務所、宮古事務所県税課または八重山事務所県税課の窓口でも納めることができます。



伊良部大橋

伊良部大橋も自動車税でつくられました。

まっ消、名義変更はお済ですか?

- 自動車税は、毎年4月1日現在の自動車検査証に記載されている所有者に課されます。
- 既に手放した車や車検が切れた車でも、自動車の登録をそのままにしておく自動車税が課されます。
- また、住所変更、氏名変更等の登録がなされないと、納税通知書をお届けできないことがあります。
- 自動車検査証の記載内容に変更がある場合は、すみやかに管轄の陸運事務所へ変更登録の手続きを行いましょう。

自動車税のグリーン化とは?

地球環境にやさしい自動車の開発・普及の促進をはかるため、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は、その排出ガス性能に応じ税率を軽減し、新車新規登録から一定の年数を経過した環境負荷の大きい自動車は、税率を重くする特例措置です。

◆環境負荷の小さい自動車に対する軽減

平成27年度及び平成28年度に軽減の対象となる自動車

※新車新規登録の翌年度のみ

対象自動車	新車新規登録の時期	平成26年4月1日～平成28年3月31日
低排出ガス車 燃費基準未達成(注2)	電気自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車クリーンディーゼル車	平成27年度又は平成28年度の税率を概ね75%軽減
	燃費基準+20%達成車 平成32年度燃費基準達成(注1)	平成27年度又は平成28年度の税率を概ね50%軽減
	燃費基準+10%達成車 平成32年度燃費基準未達成(注2)	

※平成27年度燃費基準を算定していない自動車の場合、(注1)平成32年度燃費基準達成車、(注2)平成32年度燃費基準未達成車については、特例措置の対象となります。

◆環境負荷の大きい自動車に対する重課

年度	適用対象	税率	
平成26年度	ガソリン車 LPG車	賦課期日(4月1日)現在、新車新規登録後13年を超えるもの(登録日がH13.3.31までのもの)	対象自動車の税率を概ね10%重課(注1)
	ディーゼル車	賦課期日(4月1日)現在、新車新規登録後11年を超えるもの(登録日がH15.3.31までのもの)	

年度	適用対象	税率	
平成27年度	ガソリン車 LPG車	賦課期日(4月1日)現在、新車新規登録後13年を超えるもの(登録日がH14.3.31までのもの)	対象自動車の税率を概ね15%重課(注1、注2)
	ディーゼル車	賦課期日(4月1日)現在、新車新規登録後11年を超えるもの(登録日がH16.3.31までのもの)	

(注1)電気自動車、天然ガス自動車、ガソリンハイブリッド車、メタール自動車、一般乗用バス及び抜け引車は対象外。(注2)バス(一般乗用バスを除く)及びトラック(抜け引車を除く)については、平成27年度以降も概ね10%重課。

自動車税に関するお問い合わせ

● 沖縄県自動車税事務所
TEL:098-879-1627

● 沖縄県宮古事務所県税課
TEL:0980-72-2553

● 沖縄県八重山事務所県税課
TEL:0980-82-3045